

新商品等調達・販路開拓支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に規定する新商品の生産又は新役務の提供（以下「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者を認定し、県の随意契約による新商品又は新役務（以下「新商品等」という。）の調達機会を拡大すること及び当該新商品等を広く周知し、その普及を促すことによって本県産業の活性化を図ることについて必要な事項を定めるものとする。

(申請要件)

第2条 本事業において認定を申請できる者は、次のすべてを満たす者とする。

- (1) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）に定める中小企業者であること。
 - (2) 県内に本店又は主たる事業所を有する者であること。
 - (3) 県内において対象となる新商品等を生産若しくは提供し又は県内において対象となる新商品等を開発した者であること。
- 2 事業の対象となる新商品等は、県の機関における用途が見込める物品又は役務（ただし、医薬品、防災用以外の食料品を除く。第11条において「認定対象商品」という。）で、販売又は提供を開始してから5年以内のものとする。

(認定申請)

第3条 認定を受けようとする者は、認定申請書（別記様式1号）を知事に提出する。

- 2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
- (1) 登記簿謄本（法人に限る。）
 - (2) 最近2営業期間の決算書又は営業報告書、貸借対照表、損益計算書
 - (3) その他新商品等に関する資料

(認定)

第4条 知事は、認定申請書が提出されたときは、申請者及び対象となる新商品等が第2条に定める申請要件に、認定申請書に記載された新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）が第6条に定める認定基準に適合するかどうか確認を行い、すべてに適合していると認められるときは、当該申請者を新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定する。

- 2 知事は、前項により認定又は不認定を決定したときは、遅滞なくその旨を申請者に通知する。
- 3 知事は、第1項の規定による確認に際し、外部有識者（ただし、新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者を確認するときは、二人以上の学識経験者を含む。）の意見を徴収するものとする。

(認定の有効期間)

第5条 認定の有効期間は、知事が認定した日から3年を経過する日が属する年度の末日までとする。

(認定基準)

第6条 認定基準は次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 実施計画に係る新商品等（以下「当該新商品等」という。）が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであっても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであること。
- (2) 当該新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものであること。
- (3) 当該新商品等の生産又は提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が適切なものであること。
- (4) 実施計画が公序良俗に反しないこと。
- (5) 実施計画が関係法令に違反しないこと。

(実施計画の変更)

第7条 第4条第1項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、実施計画について変更しようとするときは、あらかじめ知事に変更承認申請書（別記様式第2号）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、知事が軽微な変更と認める場合はこの限りではない。

- 2 知事は、変更承認申請書が提出されたときは、変更後の実施計画が第6条に定める認定基準に適合するかどうか確認を行い、すべてに適合していると認められるときは、これを承認する。
- 3 知事は、前項により変更の承認又は不承認を決定したときは、遅滞なくその旨を申請者に通知する。
- 4 知事は、第2項の規定による変更後の実施計画の確認に際しては、次の各号によるものとする。
 - (1) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者に係る変更後の実施計画を確認するときは、外部有識者の意見を徴収し、参考にすることができる。
 - (2) 新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者に係る変更後の実施計画を確認するときは、二人以上の学識経験者の意見を徴収するものとする。

(認定の取り消し)

第8条 知事は、次のいずれかに該当するときは、認定事業者の認定を取り消すことができる。

- (1) 実施計画に従って事業を実施していないと認められるとき。
 - (2) 第6条で定める認定基準に適合しなくなったと認められるとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なくその旨を通知する。
 - 3 知事は、第1項の規定による認定の取り消しに際し、外部有識者の意見を聴取し、参考にすることができる。
 - 4 前項の規定による認定の取り消しにより損失が生じたときは、その損失は認定事業者が負担する。

(報告)

第9条 知事は、必要に応じて認定事業者に対して実施計画の実施状況等について別記様式3号により報告を求め、又は実地に調査することができる。

2 認定事業者は、実施計画に係る事業を中止したときは、別記様式第4号により知事に届け出なければならない。

(認定商品)

第10条 県は、物品を買い入れ若しくは借り入れる契約又は役務の提供を受ける契約に際して、認定事業者が生産又は提供する新商品等（以下「認定商品」という。）の調達に努めるものとする。

2 県は、認定事業者から新役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、建設工事関連業務にあっては、建設工事関連業務の入札等に参加する者に必要な資格を有することを条件とする。

3 県は、認定商品の周知に努めるものとする。

(推奨商品)

第11条 知事は、認定対象商品以外の新商品等（販売又は提供を開始してから5年以内のものに限り、医薬品及び防災用以外の食料品を除く。）のうち第6条各号に掲げる基準に適合するものを推奨商品として認定商品に準じて周知するに当たり、当該新商品等を生産又は提供する者（第2条第1項各号に掲げる申請要件を満たす者に限る。）を指定することができる。

2 第3条から第5条まで及び第7条から第9条までの規定は、前項の指定について準用する。この場合において、これらの規定中「認定」とあるのは「指定」と読み替えるものとする。

3 知事は、推奨商品が前項の規定により準用される第5条の期間が満了するまでに認定対象商品となったときは、当該新商品等を生産又は提供する者を、第4条第1項の規定による認定を受けた者とみなす。この場合において、知事は、遅滞なくその旨を当該者に通知する。

4 第1項の規定による指定を受けた者は、知事に有効期間延長申請書（別記様式第5号）を提出することにより、指定を受けた日から5年を経過する日が属する年度の末日までの間を限度として、当該指定の有効期間の延長を申請することができる。

5 知事は、前項の規定により申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認められるときは、これを承認する。

- (1) 事業が実施計画に従って実施されていること。
- (2) 第6条各号に掲げる基準に適合していること。
- (3) 延長する合理的な理由があること。

6 知事は、前項の規定により延長の承認又は不承認を決定したときは、遅滞なくその旨を申請者に通知する。

7 知事は、第5項の規定による承認に際し、外部有識者の意見を聴取し、参考にすることができる。

8 認定事業者が有効期間延長申請書を提出したときは、当該認定事業者を第1項の規定による指定を受けた者とみなし、第4項から前項までの規定を適用する。

(庶務)

第12条 この要領の施行に関する事務は、産業労働観光部工業振興課において処理する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の適用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18(2006)年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成19(2007)年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22(2010)年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26(2014)年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27(2015)年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28(2016)年4月1日から適用する。

2 第10条に規定する物品を借り入れる契約については、改正前の要領により平成27(2015)年度までに認定した商品（有効期間内に限る。）も対象とする。

附 則

この要領は、平成28(2016)年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29(2017)年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3(2021)年2月1日から適用する。